

期日前投票の投票立会人を募集します

町民の皆さんに選挙への関心をもってもらい、選挙を通じて政治に参加していただく機会として、7月22日に予定されている参議院議員通常選挙の期日前投票所の投票立会人を募集します。

内容 ● 期日前投票所の投票立会人として、投票が公正に行なわれているか立ち会っていただきます。

資格 ● 美郷町に住所を有し、かつ選挙権のある方

立ち会っていただく日時・場所等 ●

- ・ 期日 7月6日(金)～7月21日(土)の都合の良い日
- ・ 時間 午前8時30分～午後8時
※途中での交代も可能ですが、なるべく1日の立ち会いをお願いします。
- ・ 場所 期日前投票所(美郷町役場各庁舎のいずれか)
- ・ 報酬 1日9,500円

応募方法 ● 電話で「氏名、住所、生年月日、電話番号、立会いを希望する期日前投票所(庁舎名)」をお知らせください。

応募期限 ● 6月11日(月)

その他 ● 応募者多数の場合は、抽選により決定します。



問い合わせ 美郷町選挙管理委員会・美郷町明るい選挙推進協議会
事務局(美郷町役場六郷庁舎内) ☎0187(84)1111(内線1306)

行政区等が自主的に行う事業を支援します 「美郷町活力ある地域づくり事業補助金」をご活用ください

町では、行政区やボランティア団体等が主体となって行う地域活動を推進するため、団体が行う事業に対して補助金を交付する「美郷町活力ある地域づくり事業」を実施しています。

対象となる事業

- ① 特色ある地域づくりのために行う事業
 - ・ レクリエーションや花いっぱい運動、歴史や芸術・文化に関する事業
 - ・ 伝統行事(かまくら、ぼんでん、舟っこ流し等)
- ② 地域の課題解決のために必要な事業(ハード事業)
- ③ コミュニティ団体やボランティア団体が行う事業で町長が認めた事業
 - ・ 活力ある地域づくりに必要な事業
 - ・ NPO法人化、コミュニティビジネス(住民が主体となって地域の資源を活用しながら行う地域密着型の事業)の推進に関する事業

補助金額 ● 事業に必要な経費の3分の2以内の額で30万円を上限に補助します。

(伝統行事については、経費の2分の1以内の額で5万円を上限とします)

申込方法 ● 申し込みは随時受け付けています。総務課行政班または役場各庁舎の総合サービス課へご相談ください。

問い合わせ 役場(総務課)行政班 ☎0187(84)1111(内線1244)

まちづくりガイドに訂正箇所があります

5月15日に全戸配布された「美郷町まちづくりガイド」の一部に、訂正箇所がありましたのでお知らせします。

公共施設のご案内(36ページ)

施設名	訂正内容
千畑公民館	現在、利用を休止しています。
トレーニングセンターろくごう	休館日は、年末年始(12月28日～1月4日)のみです。日曜日、国民の祝日もご利用いただけます。



問い合わせ 役場(六郷庁舎)総務課 行政班 ☎0187(84)1111(内線1244)

母子家庭の母および寡婦の方を対象とした調理師試験対応講習会を開きます

母子家庭の母および寡婦の方を対象に、調理師試験に向けての知識を習得してもらい、就職または転職の条件を有利にし、生活の向上を図ることを目的とした講習会を開きます。

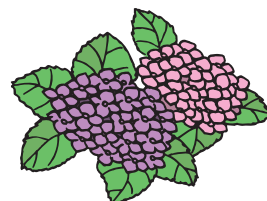
日 程 ●横手市会場 ふれあいセンターかまくら館観光協会にて
7月20日(金)、22日(日)、24日(火) 午前9時～午後5時(休憩1時間)
秋田市会場 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターにて
7月23日(月)、25日(水)、27日(金) 午前9時～午後5時(休憩1時間)


講習科目 ●①衛生関係法規、②公衆衛生学、③食品学、④栄養学、⑤食文化概論、
⑥調理理論、⑦集団給食の栄養・衛生管理

受講料 ●無料(ただしテキスト代として概ね1,500円が自己負担となります)

申込方法 ●役場各庁舎の総合サービス課で申込用紙にご記入ください。

申込期限 ●横手市会場は7月10日(火)、秋田市会場は7月13日(金)まで



 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター ☎018(896)1531
役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

児童手当現況届の提出はお済ですか

5月末までに、児童手当・特例給付・小学校修了前特例給付を受給されている皆さんには、毎年1回現況届の提出が義務づけられています。この届は、前年の所得の状況と6月1日現在の児童の養育状況等を確認するためのものです。

該当になる方には、個別に通知しておりますので、必ず提出してください。

受付期間 ●6月22日(金)まで

提出先 ●最寄りの役場各庁舎の総合サービス課窓口

 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

二十歳を迎えた学生とその家族の皆さん 「学生納付特例制度」をご存知ですか


学生納付特例制度は、所得がない学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

ポイント1 ご本人の所得のみで審査します

学生納付特例はご本人の所得のみで判定することになります。そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得がない場合は学生納付特例制度の対象となります。

ポイント2 障害・遺族基礎年金を受けることができます

納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(「子のある妻」と「子」)の方は遺族基礎年金を受けることができます。

 大曲社会保険事務所 ☎0187(63)2294・2295
役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線2145)